資料 No. 2－2

パブリック・コメント制度による

「富士市公共施設マネジメント基本方針（案）」

に対する意見募集について

●意見募集期間　平成 27 年 2 月 27 日（金）から平成 27 年 4 月 1 日（水）

●意見の提出保法

直接の場合	富士市役所 8 階　行政経営課へ
郵送の場合	〒417-8601 富士市永田町 1 丁目 100 番地 富士市総務部行政経営課あて
FAX の場合	0545-53-6669
E メールの場合	so-gyousei@div.city.fuji.shizuoka.jp
市ウェブサイト	パブリック・コメントコーナーから 専用フォームへ

●意見の記載方法　様式は問いませんが、案件名「富士市公共施設マネジメント基本方針（案）」、意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。

平成 27 年 2 月

富士市 総務部 行政経営課

富士市公共施設マネジメント基本方針（案）の概要

1　策定の目的と背景

本市が保有している多くの公共建築物、土木系インフラ等の公共施設は、昭和 41 年の２市１町による合併を契機として、人口の増加や行政需要に対応するため、建設、整備されてきました。

これらの公共施設は、多くのものが老朽化の進行により更新の時期を迎えようとしており、その更新にかかる費用は莫大な額になると見込まれますが、一方で、市の財政は、景気の低迷や少子高齢化による税収の減少等により非常に厳しい状況にあり、公共施設を更新するための財源確保は、困難になることが懸念されます。

全国的には、施設の老朽化に起因する重大な事故も発生しており、公共施設の更新は、避けては通れない重要な課題であるため、将来に過度の負担をかけることのないよう、公共施設の長寿命化や計画的な予防保全、総量削減などの手法により財政負担の軽減・平準化を図り、適切に維持・管理することで安全と安心の確保を進めていく必要があります。

また、将来に向けた公共施設の必要性を十分に検証し、公共建築物については複合化や多機能化により施設機能の充実を図ることで効果的なサービスを持続的に提供しながら、計画的に施設の総量を削減するなど、これからの人口減少社会に応じた公共施設のあり方を模索していくことが重要です。

以上を踏まえ、本基本方針は、中長期的な視点で効果的かつ効率的に公共施設の整備、管理運営を行っていくための基本的な考え方を示すものとして策定します。

2　本方針の位置付け

本市では、平成 22 年 4 月に策定した「第２次富士市行政経営プラン」の中で、「将来世代に過度の負担を残さない財政運営の実現」を図るため、「公共施設マネジメントの推進」を打ち出し、平成 26 年 3 月には、公共建築物の現状を把握する白書としての位置付けを持つ「富士市公共建築物保全計画」を策定するなど取組を進めてきました。

一方で、国は、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」という認識のもと、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。地方においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、行動計画及び個別施設計画の策定が要請されています。

本基本方針は、本市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な指針として位置付けるとともに、地方における行動計画である「公共施設等総合管理計画」に相当するものとしても位置付けます。

3　策定までの経緯

(1)　平成 26 年 3 月に「富士市公共建築物保全計画～公共施設の現状とマネジメントに向けて

～」を策定し、公共施設を取巻く現状と課題を整理したところ、施設の老朽化の進行や更新費用の不足が明らかとなったため、施設総量、配置の適正化、公共建築物の長寿命化の必要性を示すとともに、まちづくりセンターでの説明会や公共施設情報をウェブサイトに公開するなど、情報の共有に努めてきました。

(2)　平成 26 年度第 43 回世論調査において、公共施設に関する意識調査を実施し、公共施設の利用状況や施設の再編を行う場合の手法等について調査を行いました。

(3)　公共施設の必要性や公共施設の再編について市民の皆様から意見を聴くため、平成 26 年 10 月に市民ワークショップを開催しました。

(4)　富士市行政改革推進本部において素案についての審議を行いました。

4　方針の概要

(1)　方針の対象範囲

本方針の対象は、以下のとおりですが、公共建築物については、別途計画を有する市営住宅、プラント施設（その他公共建築物）及び企業会計である病院とそれ以外の建築物（一般公共建築物）を区別して検討します。

また、土地は公共施設ではありませんが、資産として適切に管理を行うため、対象に加えるものとします。

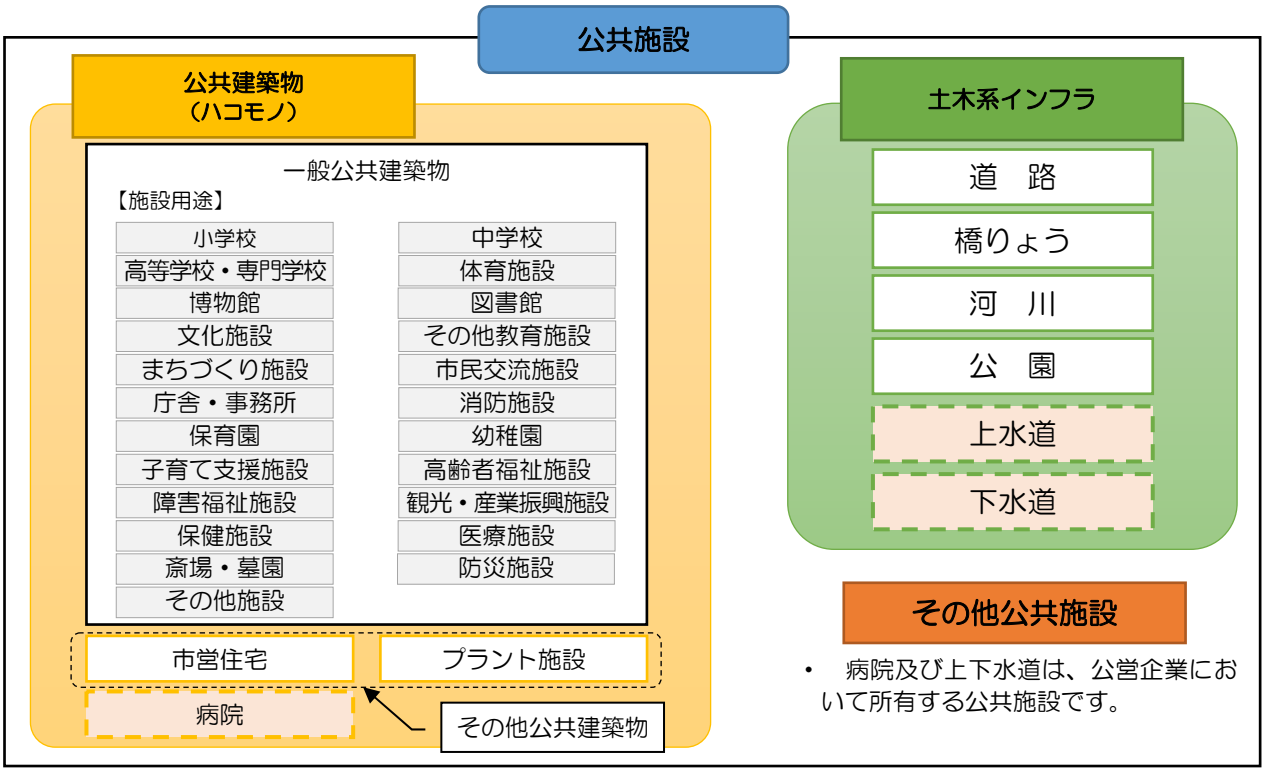

(2)　方針の期間

本方針の適用期間は、平成 27 年度から平成 66 年度の 40 年間とします。

(3) 富士市の公共施設を取り巻く現状と課題

本市が保有する公共施設（その他公共施設及び土地を除く。）を更新するための費用を推計した結果、想定年間更新費用は、平均すると一般公共建築物が約 47 億円、その他公共建築物及び土木系インフラが約 46 億円（うちプラント施設が約 6 億円）、公営企業が保有する公共施設が約 62 億円であり、合計すると約 155 億円となります。

また、表に示すとおり、プラント施設と公営企業が保有する公共施設を除く公共施設の想定年間更新費用は約 87 億円となり、過去５年間の平均更新費用 57 億円と比較した場合の不足額は年間 30 億円となります。

項　　目		想定年間更新費用	過去5年間の平均更新費用	更新費の不足額
一般公共建築物		47 億円	31 億円	16 億円
市営住宅及び土木系インフラ	市営住宅	8 億円	2 億円	6 億円
	道路	18 億円	13 億円	5 億円
	橋りょう	6 億円	3 億円	3 億円
	河川	7 億円	7 億円	0 億円
	公園	1 億円	1 億円	0 億円
	小　計	40 億円	26 億円	14 億円
合　計		87 億円	57 億円	30 億円

なお、過去５年間における公共施設の新規整備にかかる費用も含めた経費は、約 89 億円ですが、想定年間更新費用の約 87 億円は、これにほぼ相当する額となります。更に、プラント施設の更新に係る年間必要額の約 6 億円を加えた場合は約 93 億円となり、新規整備にかかる費用も含めた経費を上回ることとなります。

そのため、現在保有する公共施設を今後同等の規模のまま適切に更新していくためには、新規公共施設の整備を一切行うことができなくなります。

(4) 公共施設マネジメント基本方針

将来にわたり持続的に公共施設における公共サービスを提供していくため、一般公共建築物については、以下の原則及び推進方策、削減目標を掲げ公共施設マネジメントを推進します。

原則 1　公共サービスの提供方法を見直し、保有建築物の総量を削減します。

- **方策１－１　将来的なニーズを的確に把握し、建築物の総量の適正化を図ります。**
- **方策１－２　民間で提供可能なサービスは民間に委ねます。**
- **方策１－３　市単独での施設整備から広域的な施設利用に転換します。**

原則 2　一般公共建築物の維持管理手法を最適化し、ライフサイクルコストを縮減します。

方策2－1　一般公共建築物の長寿命化を推進します。

方策2－2　一般公共建築物の計画的な保全体制を整備します。

方策2－3　民間活力の導入により一般公共建築物の更新費用及び維持管理費用を縮減します。

原則 3　一般公共建築物の資産価値を最大限引き出すために、効果的に利活用していきます。

方策3－1　施設の潜在的な魅力を引き出せるよう、最大限有効活用を図ります。

方策3－2　一般公共建築物を資産として捉え、効果的な運用により収益を生み出します。

なお、一般公共建築物は施設用途ごとに、再編に当たって検討すべきポイントが異なりますので、施設の用途を小学校や中学校、体育施設など 23 種類に分類して現状と課題や主な再編の方向性を整理し示します。

また、想定される更新費用の不足に対応するため一般公共建築物については、施設を削減することで縮減される維持管理費及び施設に付随した土地の売却益を見込んだ上で、以下の数値目標を掲げ、削減に取り組みます。

削減目標：一般公共建築物の延床面積 20%削減

土木系インフラについては、市民の生命と財産を守る公共施設であるため、公共建築物と比べ総量削減が難しいことから、以下の原則を掲げ、施設ごとに取組を進めていきます。

土木系インフラの原則

原則 1　投資コストを平準化します。

原則 2　維持管理手法や整備手法を見直します。

5　意見募集について

この度、本市が策定する「富士市公共施設マネジメント基本方針（案）」について、方針の基本原則やマネジメントの推進方策を記載した第 3 章及び今後の推進体制を記載した第 4 章を中心に、考え方や取組み内容に対してご意見、ご提案をお寄せください。